

廿日市市立吉和小中学校 部活動方針

1 基本的な考え

○部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動である。スポーツに親しませ、責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するものである。

○児童生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、本校の教育目標に基づき、計画的に実施する。

○部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していくいい機会とする。

○児童については、小学校から中学校への接続を考慮し、小学校5・6年生のみ参加を認める。

○小学生の大会参加は、大竹リーグのみとする。

2 部活動の活動計画

○顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出するとともに、児童生徒・保護者へ周知する。

○活動計画等をホームページに掲載し公表する。

3 事故防止及び健康管理

○児童生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

○部活動で使用する用具を適切に保管又は管理し、用具の正しい利用及び管理について指導する。

○登下校については、小学生は徒歩のみ、中学生は徒歩または自転車とする。

○部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。その際、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などを活用し、部活動の実施について適切に判断する。

○顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・傷病などの状況把握を行い、適切に対応し、生徒に体調管理の重要性について指導する。

○顧問は、事故が発生した場合、速やかに校長に報告し、応急手当を施す。

○校長は、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずる。

4 休養日

○学期中は、週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上)を休養日とする。週末に大会参加等で連日活動した場合は、原則、休養日を他の休日の活動日に振り替える。

○長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いをする。また、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○試験開始日前から終了までの一定期間は、休養日とする。

5 活動日・活動時間

○学期中は、平日は1時間30分程度、休日（土曜日、祝日等）は原則として3時間程度とする。

○長期休業は、原則として2時間程度とする。

○児童が活動できる期間は、10月から3月までの金曜日、土曜日のみとする。

6 備考

○本活動方針は、廿日市市立小中学校における部活動の方針に則り策定するものである。

○本活動方針は、令和7年4月1日より実施する。